

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中12名です。
定足数に達しておりますので第22回新城市農業委員会総会を開会します。

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)

異議ないものと認め指名いたします。

農業委員11番

農業委員12番 をお願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第88号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第88号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。
所有権移転10件、地上権設定1件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、
売買により所有権移転するものです。

申請地は耕作者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者が47年、妻42年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

年間予定従事日数は申請者280日、妻200日であり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は20,369.08㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は相手方要望のため、
売買により所有権移転するものです。

申請地は耕作者の自宅の隣接地であり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は10年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。

年間予定従事日数は150日であり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は4,843㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は相手方要望のため、
売買により所有権移転するものです。

申請地は譲受人の自宅から自動車で7分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と夫がおり、農作業歴は申請者が45年、夫52年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。

年間予定従事日数は申請者、妻ともに100日であり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は19,790.39㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、柿の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番。

地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために、地上権の設定により申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけます。

地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部に柵を作付けし、申請地を耕作していく予定です。

周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置しますが、日陰部分についても営農に問題はないと思われまます。また設定者についても柵の作付けを予定しており、現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の設定には問題ないと考えます。

申請番号5番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は譲受人の自宅から自動車約30分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と父、母がおり、農作業歴は申請者が7年、父・母は16年であり、農作業に必要な農機具をリースしています。

年間予定従事日数は申請者150日、父300日、母150日であり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は41,483.74㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、水稲・しきみの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

富岡ふるさと会館から東へ約550mにある農地です。

申請地は譲受人の管理する牧場に隣接する農地であり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と夫がおり、農作業歴は申請者、夫に50年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。

年間予定従事日数は申請者、夫ともに180日であり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は6,643㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、牧草の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は営農の意思がないため、売買により所有権移転するものです。

JR飯田線長篠城駅から南西へ約265m以内にある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車4分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と次男がおり、農作業歴は申請者が50年、次男が10年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

年間従事日数は、申請者は300日、次男は320日あり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は11,225㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、圃場整備後、ジャガイモの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号8番、

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢及び相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。

Sバス長篠山吉田線 多田野バス停から南西へ約86m以内にある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。

	<p>農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者・妻ともに0年ですが、愛知東農協営農センターのサポートを受ける予定があり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間従事日数が申請者・妻ともに150日あり、必要な農作業従事をしています。取得後の経営予定面積は1,452.2㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号9番、 譲受人の新規就農のため、また譲渡人は遠方に在住で維持管理困難のため、売買により所有権移転するものです。 JR 飯田線三河川合駅から北東に約129mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、申請者・妻・子がおり、農作業歴は申請者が45年、妻が20年、子が10年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。 年間従事日数が申請者は280日、妻が120日、子が60日あり、必要な農作業従事を予定しています。 取得後の経営予定面積は1,456㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号10番。 譲受人の新規就農のため、また譲渡人は高齢により農地の管理困難なため、売買により所有権移転するものです。 申請地は作手総合支所から東に約1,600mにある農地です。 申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。 申請者の農作業歴は5年で、農作業の必要に応じて農機具をリースします。 年間従事日数は200日あり、必要な農作業に従事しています。 取得後の経営面積は3,109㎡であり、作手地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、野菜の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。.</p> <p>申請番号11番。 譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。 申請地は道の駅つくで手作り村より北西に190mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者が50年、妻が30年で農作業に必要な農機具を所有しています。 年間従事日数は申請者300日、妻250日あり、必要な農作業に従事しています。 取得後の経営面積は16,630㎡であり、作手地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、野菜の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から11番について、許可相当であることを原案といたします。 これで、第88号の説明を終わります。</p> <p>議 長 事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>議 長 補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>議 長 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p> <p>議 長 第88号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
--	--

	(賛成多数)
議 長	賛成多数と認め第88号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第89号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>第89号議案について説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。 所有権移転9件、使用貸借権設定1件、賃借権設定7件です。 議案書7ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件は転用面積が3,000㎡以上のため、愛知県農業会議の諮問案件であります。 別添に土地利用計画図・現況図を添付してあります。 この案件について譲受人は、豊橋市にて売電事業を営んでおり、今般、事業拡大に伴い、申請地を太陽光発電施設とするものです。 農地区分は、お手元の農地区分表、第2種農地の③(市街化地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10?未満の農地)に該当します。 本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、お手元の許可基準表の第2種農地(オーイ)の基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われまます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について、借人は市内にて土木工事業、太陽光発電事業を営んでおり、今般、事業拡大のため、畑の一部を営農型発電設備の支柱(太陽光パネルの支柱)として一時転用するものです。 なお、申請地は今後、土地所有者にて畑として柿の栽培を計画しており、栽培に影響のないよう発電施設の管理を行うものであります。 農地区分は、農地区分表の農用地区域内農地に該当します。 本件は一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものですので、農振農用地の転用許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われまます。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、静岡県に本店を置き、売電事業を営んでおります。今般事業拡大に伴い、申請地を太陽光発電施設とするものです。 農地区分は、お手元の農地区分表、第2種農地の③に該当します。 本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われまます。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。 申請者は豊田市に本店を置き、売電事業を営んでおります。今般事業拡大に伴い、申請地を太陽光発電施設とするものです。 農地区分は、お手元の農地区分表、第2種農地の③に該当します。</p>

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

同一申請者による案件ですので、一括で説明させていただきます。

申請番号5、6番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、豊川市の賃貸物件にて自動車一般整備業を営んでおります。以前より自己所有の店舗の構えたいと考え適地を探していたところ、渡人との間で売買の合意に至り、申請地をそれぞれ店舗敷地・駐車場とするものです。

農地区分は、お手元の農地区分表の第3種農地の①（：上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設された道路であり、概ね500m以内に2つ以上の公共施設や公益的施設がある農地）に該当します。

本件は第3種農地ですので許可できるものです。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。店舗敷地の建ぺい率は36.83%、駐車場の利用率100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件は転用面積が3,000㎡以上のため、愛知県農業会議の諮問案件であります。別添に土地利用計画図・現況図を添付してあります。

この案件について譲受人は名古屋市に本店を置き、売電事業を営んでおり、今般、事業拡大に伴い、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、お手元の農地区分表、第1種農地の①（概ね10?以上の規模の一団の農地）に該当します。

本件は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、許可基準表の第1種農地（イ—（イ）—c—（e））の転用許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について借人は、東京都に本店を置き、売電事業を営んでおり、今般、事業拡大に伴い、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、お手元の農地区分表の上記のいずれにも該当しない農地であるので、第2種農地のに該当します。

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号9番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、申請者は岡崎市内の借家に居住しており、両親の扶養や営農補助のため、申請地に住宅を建設し今後の生活基盤とするものです。

農地区分は、農地区分表の上記のいずれにも該当しない農地であるので、第2種農地のに該当します。

	<p>本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。建ぺい率も29.84%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号10番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、申請者は平成29年に隣接地にて農地転用の許可を受けて発電施設を設置し、本申請地も当該施設用地の法面として一体的な利用をしておりましたが、平成29年当時に申請地を含めていなかったため、本申請では是正するものです。</p> <p>農地区分は、農地区分表の上記のいずれにも該当しない農地であるので、第2種農地のに該当します。</p> <p>本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、法面として転用計画はやむを得ない規模と考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号11番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、申請者は浜松市に居住していますが、川合地内の中古物件購入し、本市に移住予定です。今般、居住予定地の隣接地である申請地を駐車場とするものです。</p> <p>農地区分は、お手元の農地区分表、第3種農地の②（駅から概ね300m以内の農地）に該当します。</p> <p>本件は第3種農地ですので許可できるものです。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金で行う計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号12番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、借人の公共事業で発生した残土の処理先の確保したいこと、また、貸人の県道よりも低地である農地をかさあげして田畑転換をしたいという両者の思いが一致し、申請地を残土処理場とするものです。</p> <p>農地区分は、農地区分表の上記のいずれにも該当しない農地であるので、第2種農地のに該当します。</p> <p>本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>以上、第89号議案12件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第89号議案の説明は以上です。</p> <p>議長 事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>12番（農） 申請番号1番、事前審査会では、農地に傾斜があるので1箇所側溝だと不安だから、2箇所3箇所の側溝を作ってはどうかという声があったが、その後太陽光業者から連絡はあったか？</p>
--	---

事務局	太陽光業者は、計算上では現段階の計画で周辺農地に影響がないと判断している。地元の方は、最近の雨の降り方が異常なので不安がある。双方の考え方に溝がある状態ですので、土木課に確認を取ります。
議 長	土木課に確認し、支障のないように進めるという前提での決定でよろしいですか。
12番(農)	はい。
事務局	その他補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	その他、ご質問はありませんか。 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第89号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数と認め、第89号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第90号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第90号議案について説明させていただきます。議案書11ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。賃借権設定1件、使用貸借権設定6件 合計7件であり、そのうち6件が新規設定です。 (議案書12ページから13ページのとおり説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	第90号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第90号議案については原案のとおり決定いたします。
議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書14ページをご覧ください。 報告第1から第5、報告案件計28件について説明いたします。 (議案書14ページから22ページの内容を議案書のとおり朗読) 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議 長	ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。
議 長	以上をもちまして第22回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。
	午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。
	上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する
	議 長
	委 員
	委 員